

改正

平成22年3月30日告示第12号

平成29年2月6日告示第2号

佐久穂町不妊治療助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、小子化対策の一環として不妊治療を行っている夫婦の不妊治療に要する治療費を助成し、経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、「不妊症」とは医師の診断を受けたものをいい、「治療費」とは前条規定による不妊治療に要する保険適用外の検査費及び診療費をいう。

(助成対象者)

第3条 この事業の助成対象者は、佐久穂町に1年以上住所を有する者で、町税等を完納の夫婦とする。

(助成対象経費)

第4条 この事業の助成対象経費は、第2条に定める治療費で町長が認めたものとする。ただし、長野県不妊治療助成事業実施要綱による助成がある場合、その額を控除した額とする。

(申請)

第5条 この事業の助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、不妊治療助成事業助成金交付申請（請求）書（様式第1号）に、領収書を添えて町長に申請する。ただし、診療機関を変更したときは、新たに申請するものとする。

2 助成金の交付対象になる治療費は、毎年度4月1日から3月31日までのものとし、申請は、翌年1年以内に行うものとする。

(決定)

第6条 町長は、前条の申請に基づきその助成を決定し、不妊治療助成事業助成金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(助成金)

第7条 助成金の額は、不妊治療に要した医療費の自己負担額に10分の5を乗じて得た額とし、当該得た額が50万円を超えるときは、50万円を限度とする。助成金の交付は、1会計年度1回に限

りとし、同一の夫婦に対し、通算して3回を限度とする。

(助成の制限)

第8条 助成金の交付を受けようとする者が、次に該当するときは、助成は行わないものとする。

(1) 佐久穂町に住所を有しなくなったとき。

(2) その他町長が適当でないとしたとき。

(助成金の返還)

第9条 町長は、申請者が偽りの申請その他不正な手段により助成を受けたときは、その者に対して助成した金額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年3月20日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前のこのとり支援事業実施要綱（平成14年佐久町要綱第4号）又は八千穂村不妊治療助成事業実施要綱（平成14年八千穂村要綱第2号）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成22年3月30日告示第12号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成29年2月6日告示第2号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

様式第2号（第6条関係）